



## 【記載上の注意】（薬局、店舗販売業、卸売販売業共通）

- 1 **メートル法**で記入すること。
- 2 次のものは、該当がある場合には特に記入漏れのないようにすること。
  - ・ 調剤室内の設備  
（調剤台、換気扇、冷蔵庫、毒薬庫、麻薬保管設備等）
  - ・ 透視面の位置・設置状況（薬局の場合）
  - ・ 調剤室への進入防止措置（薬局の場合）
  - ・ 情報提供設備
  - ・ 医薬品陳列棚・陳列区画  
（要指導医薬品・一般用医薬品のリスク別陳列状況を明示）
  - ・ 医薬品を販売しない時間帯の閉鎖区域
  - ・ 要指導医薬品・第1類医薬品を販売しない時間帯の閉鎖区域
  - ・ 指定第2類医薬品の陳列棚と情報提供場所との位置関係  
（情報提供場所から7mの位置を明示）
  - ・ その他取扱品目に関する貯蔵・陳列場所  
（医療機器、化粧品、医薬部外品、毒物劇物等）
  - ・ 当該薬局・店舗・卸以外の薬局・医薬品販売業の店舗・住宅との接続部分
  - ・ その他付属設備  
（休憩室、更衣室、事務室、トイレ、検体測定室 等）
- 3 この用紙に書ききれないときは、別紙を使用すること。